

親 医療証をお持ちの方へ

1月1日は親 医療証の更新日です。

受診の際には、新しい医療証と被保険者証を必ず窓口へ提出してください。

【有効期限】

令和2年1月1日から
令和2年12月31日まで

※18歳児は令和2年3月31日まで

新たに申請される方や更新日の前日までに新しい医療証が届かない方はお住まいの区市町村の担当窓口へお問い合わせください。

※区市町村で決めた所得制限があります。

(新しい医療証)

親 医療証 (食)		受給者 番号・氏名	備考
住所 〒	見	負担者番号 8:1:1:3:7	
氏名	見 本	受給者番号	
有効期間	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	負担者番号 8:1:1:3:6	7
交付年月日	令和 年 月 日	受給者番号	

(藤 色)

親 ひとり親家庭等医療費助成制度

【一部負担額】

令和元年8月診療分から高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に伴い一部負担の上限額が変わりました。

81136...	一部	1割負担	外来 上限	18,000円/月 年間上限144,000円	入院 上限	57,600円/月 多数回該当44,400円
	食	入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				
81137...	食	外来・入院の一部負担はありません。 ただし、入院時の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の負担があります。				

①…同一の医療機関で、1か月の負担額が上記の額に達したときは、その医療機関でのその月の窓口負担はありません。

②…入院時の食事代等は所得の状況などによって軽減されることがあります。詳しくは、加入している医療保険又は高齢者医療担当課へお問い合わせください。

【高額医療費の支給】(81136…の医療証をお持ちの方へ)

○ 一部負担金(入院時の食事代等は含みません。)が一定額を超えた場合には、お住まいの区市町村へ申請することにより、後日超過額が払い戻されます。

※1 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1か月18,000円を超えた額

※2 親 世帯ごとに支払った一部負担金の合計が、1か月57,600円を超えた額

(過去12か月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります。)

※3 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計(上記※1・2で支給された額を除く。)が、1年間で144,000円を超えた額
詳しくは、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

お問い合わせは、お住まいの区市町村又は東京都福祉保健局まで
東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 03-5320-4282(直通)

 東京都福祉保健局